

# 後期高齢者医療保険料率の考え方について

秋田県後期高齢者医療広域連合

## 1 制度の概要

後期高齢者医療制度は、高齢者と現役世代の負担の明確化を図るため、医療給付費の約1割を保険料で負担するものとされています。

保険料は、被保険者の負担能力に応じた応能分の「所得割」と、受益に応じて等しく賦課される応益分の「均等割」から構成され、広域連合内均一保険料とし、個人単位で賦課されます。

この保険料を算出するための保険料率である「均等割額」と「所得割率」は、それぞれの広域連合で定めることとされており、おおむね2年を通じて財政の均衡を保つことができるものとし、2年ごとに見直しを行うこととなります。(高齢者の医療の確保に関する法律第104条)

平成20年度・平成21年度の保険料率

- ・保険料の所得割率 7.12%
- ・保険料の均等割額 38,426円
- ・保険料の賦課限度額 500,000円

平成22年度・平成23年度の保険料率

- ・保険料の所得割率 7.18%
- ・保険料の均等割額 38,925円
- ・保険料の賦課限度額 500,000円

## 2 現状

平成22年度の秋田県後期高齢者医療の状況は、年間平均被保険者数が177,224人、医療給付費総額は1,292億9328万円、被保険者一人当たりの医療給付費は729,557円となっています。

一人当たり所得額は、年々減少の傾向にあるため、過去3年度の動向を考慮して算定しています。

また、被保険者一人当たり平均保険料額は平成22年度年額37,499円、平成23年度年額36,935円で、全国で最も低い状況となっています。

(全国平均 平成22年度約55,500円、平成23年度約55,100円)

### 3 保険料率の算出方法

保険料率の算出は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令等で定める基準に従って算出します。ただし、算定に用いる被保険者見込数、後期高齢者医療に係る費用の見込額及び予定保険料収納率は、それぞれの広域連合で定めることとされています。

### 4 平成24年度・平成25年度保険料率の試算について

#### (1) 保険料率算定に必要な基礎数値の考え方

##### 被保険者見込数

被保険者見込数については、「平成17年国勢調査」の確定値と「秋田県年齢別人口流動調査」等に基づき算出しました。

平成24年度 被保険者見込数(平均) 185,459人

平成25年度 被保険者見込数(平均) 187,277人

##### 後期高齢者医療に係る費用の見込額

医療給付費の見込みについては、平成22年度実績及び平成23年度上期の実績による動向を分析し、国が過去の医療費の実績と平成22年度中の流行性疾患による動向を考慮した伸び率により推計することとしました。

平成22年度から平成24年度の被保険者一人当たり医療費伸び率

2.16%

平成22年度から平成25年度の被保険者一人当たり医療費伸び率

4.42%

平成23年度から平成24年度、平成24年度から平成25年度の被保険者一人当たり医療費伸び率 2.21%とした場合。

##### 高齢者負担率

医療給付費に対する被保険者の保険料による負担割合を国からの通知とありとして算出しました。

平成24・25年度高齢者負担率・・・10.51%

### 予定保険料収納率

平成24年度・平成25年度保険料率算定の予定収納率は、これまでの実績をふまえ、最も低かった平成20年度の実績を勘案し、次のとおりとします。

予定保険料収納率 99.16%

### (2) 保険料に係る賦課総額の算出

賦課総額の算出は、保険料率算定に必要な基礎数値の考え方をもとに法律施行令で定める基準の算出方法を用いて算出します。

なお、現在、賦課限度額は50万円とされておりますが、国より55万円で試算するよう指示があり、それに基づいて算出しております。

賦課総額 = (費用見込額 - 収入見込額) ÷ 予定保険料収納率

### (3) 保険料構成比

保険料の構成比は、次により算出します。

応益保険料：応能保険料 = 1：所得係数（ ）

平成20年度・平成21年度の保険料算定時の秋田県の所得係数等  
所得係数 = 0.56

応益保険料（均等割）：応能保険料（所得割） = 64：36

平成22年度・平成23年度の保険料算定時の秋田県の所得係数等  
所得係数 = 0.53

応益保険料（均等割）：応能保険料（所得割） = 65：35

平成24年度・平成25年度の保険料算定時の秋田県の所得係数等  
所得係数 = 0.55（国からの提供待）

応益保険料（均等割）：応能保険料（所得割） = 65：35

所得係数 = 1人当たりの所得の全国平均を1としたときの各県の数値

#### ( 4 ) 保険料増加の抑制について

厚生労働省は、平成 2 4 年度、平成 2 5 年度の保険料については、医療給付費が平成 2 2 年度実績に対して、1 人当たりそれぞれ約 4 . 8 6 % ・ 7 . 3 7 % 増加すると見込んでおります。

このことから、保険料の増加を抑制するために平成 2 2 年度及び平成 2 3 年度の剰余金 ( 1 ) 及び、財政安定化基金 ( 2 ) の活用を検討しています。

これを受けて、秋田県後期高齢者医療広域連合では、次の条件により、保険料を試算しています。

剰余金、財政安定化基金からの交付金を収入に算定しない場合

剰余金のみを収入に算定する場合

剰余金及び財政安定化基金からの交付金を収入に算定する場合

- 1 剰余金 = 収入と支出の差により、翌年度に繰り越したもの
- 2 財政安定化基金 = 国、県、広域連合が拠出し、医療費の増加や収納率低下による財源不足等を補うために設立した基金

# 医療給付費等の見込

## 被保険者数

	平成 22 年度実績	平成 23 年度見込	平成 24 年度見込	平成 25 年度見込
実数	177,224	181,262	185,459	187,277
伸び率 (対前年度)		2.28%	2.32%	0.98%
伸び率 (対平成 22 年度)			4.65%	5.67%

## 医療費総額

	平成 22 年度実績	平成 23 年度見込	平成 24 年度見込	平成 25 年度見込
実数	140,991,655,492	144,140,489,303	150,737,366,020	155,579,056,811
伸び率 (対前年度)		2.23%	4.58%	3.21%
伸び率 (対平成 22 年度)			6.91%	10.35%

## 被保険者一人当たり医療費

	平成 22 年度実績	平成 23 年度見込	平成 24 年度見込	平成 25 年度見込
実数	795,566	795,205	812,780	830,743
伸び率 (対前年度)		-0.05%	2.21%	2.21%
伸び率 (対平成 22 年度)			2.16%	4.42%

## 医療給付費総額

	平成 22 年度実績	平成 23 年度見込	平成 24 年度見込	平成 25 年度見込
実数	129,293,282,776	132,378,625,378	138,437,196,953	142,883,805,775
伸び率 (対前年度)		2.39%	4.58%	3.21%
伸び率 (対平成 22 年度)			7.07%	10.51%

## 被保険者一人当たり医療給付費

	平成 22 年度実績	平成 23 年度見込	平成 24 年度見込	平成 25 年度見込
実数	729,557	730,316	746,457	762,954
伸び率 (対前年度)		0.10%	2.21%	2.21%
伸び率 (対平成 22 年度)			2.32%	4.58%

## 所得額

	平成 22 年度実績	平成 23 年度見込	平成 24 年度見込	平成 25 年度見込
実数	55,689,177,948	55,891,373,085	54,720,048,868	53,256,147,767
伸び率 (対前年度)		0.36%	-2.10%	-2.68%
伸び率 (対平成 22 年度)			-1.74%	-4.37%

## 被保険者一人当たり所得額

	平成 22 年度実績	平成 23 年度見込	平成 24 年度見込	平成 25 年度見込
実数	314,231	306,135	295,052	284,371
伸び率 (対前年度)		-2.58%	-3.62%	-3.62%
伸び率 (対平成 22 年度)			-6.10%	-9.50%